

# 防犯対策特別号



令和6年11月8日発行  
(公社) 滋賀県防犯協会



今年も残すところ、2ヶ月を切りましたが、ここに来て警察庁及び全国防犯協会連合会から「住宅を対象とした強盗等事件に対する防犯対策」について協力依頼が都道府県防犯協会に発せられました。

すでに当協会では賛助会員の皆さまや県内の各市町あてに防犯情報の内容等を発信しておりますが、あらためて防犯対策特別号で情報発信します。

【住宅を対象とした強盗等事件に対する防犯対策について】

・「闇バイト」を使用した強盗等事件の発生  
ことし8月以降、首都圏で相次いでいる「闇バイト」を使った一連の強盗事件が多発しており、これまでに「実行役」や「見張り役」、現金の「回収役」など逮捕者は40人に及んでいます。依然として首謀者の検挙には至っておらず、10月20日には闇バイトに応募したとみられる関東地方の14歳から18歳の3人が山口県光市の住宅に強盗に入ろうとして強盗予備の疑いで逮捕されており、首都圏だけが狙われているわけではありません。

・「闇バイト」強盗等事件の手法や犯行内容  
「闇バイト」とは、高額な報酬を受け取る代わりに犯罪行為を代行するアルバイトのことで、SNSの普及とともに2010年代後半に広まり、特殊詐欺の被害金を回収する「受

け子」や引き出し役の「出し子」等からはじまって2022〜23年には指示役「ルフィ」らによる強盗等へと凶悪化し、今回の一連事件でも強盗殺人や現金目的の連れ去り事件が起きています。

指示役はSNSで

「ホワイトバイト」

「闇バイトX」「リスクはない」等と称して高報酬を提示し、申込みを受けると家族の個人情報など送らせて犯罪行為を指示し断れば危害が及ぶことを示唆して脅迫し、実行者へと追い込んでいきます。



つまり、実行者は侵入犯罪のプロとは違い、指示されるがまま、なりふり構わず、複数で深夜にハンマー等で窓ガラスを破壊し、住宅に押し入り、住民に暴行を加えるなどして多額の現金を奪うという極めて悪質な犯行に及んでいます。

「闇バイト」強盗等事件に対する防犯対策

○ 家の中に侵入されない対策をとりましょう

○ 就寝中はもちろん、在宅時も施錠、戸締まりを徹底する

○ 防犯性能の高い建物部品（錠、ドア、ガラス、防犯フィルム、シャッター等）を設置、活用する

○ 犯人は宅配業者等を装うケースもあります  
○ 訪問者に対しては不用意にドアを開けず、

まずドアスコップやインターフォン越しなどで確認し、まずはドアチェーンを外さず対応する

○ 犯人は周囲や在宅状況など確認します

○ 外出先から帰宅したときは周囲に人がいないか、よく確認する

○ 電話等で在宅状況、家族構成、資産状況等を聞かれても答ええない

○ 自宅に必要な以上の現金を置かない

○ 不審に感じたときはためらわずに110番通報する

○ 防犯設備機器等（防犯アラーム、カメラシステム、センサー付ライト、カメラ付インターフォン等）を設置、活用する

※万が一、強盗に入られてしまったら、一番に命を守ることです

○ 立ち向かわずに外に逃げる、できなければスマホを持って鍵が掛かる部屋に避難し通報する 犯人に見つかった場合は「出せ」と言われたものは全部出すこと

● 犯人は基本的に人が家にいるときを狙ってきています 人がいると家にあるお金を取りやすいからです 在宅しているときこそ注意を怠らないことです。

